

業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	大阪市立市民病院病院情報システム等運用管理業務	情報処理	(株)CSK	103,224,240	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
2	医療情報部業務	情報処理	(株)CSK	44,475,480	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
3	医療連携関係業務	医療事務	(株)エヌジェーシー	50,274,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
4	医療機器のテクニカルサポート業務	機器保守	日本光電関西(株)	5,208,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
5	医療機器のテクニカルサポート業務	機器保守	フクダ電子近畿販売(株)	5,208,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
6	CRシステム一式保守点検業務	機器保守	富士フィルムメディカル(株)関西・中 四国地区営業本部	15,540,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
7	血管撮影装置(頭部・循環器用)保守 点検業務	機器保守	(株)フィリップスエレクトロニクス ジャパン大阪支店	14,238,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
8	マイクロセレクトロンHDR(腔内治療 装置)保守点検業務	機器保守	(株)千代田テクニカル大阪営業所	2,625,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
9	レクセルガンマナイフシステム保守 点検業務	機器保守	エレクト(株)	14,700,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
10	X線テレビ装置(3台)保守点検業務	機器保守	島津メディカルシステムズ(株) 関西支社大阪営業所	1,890,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
11	体外衝撃波結石破碎装置(ヒエゾリス3000)保守点検業務	機器保守	利康商事(株)大阪営業所	2,940,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
12	大阪市立総合医療センター及び十三・住吉市民病院におけるX線CT撮影装置・泌尿器撮影装置・核医学診断装置保守点検業務	機器保守	東芝メディカルシステムズ(株) 関西支社	65,526,300	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
13	核医学診断装置保守点検業務	機器保守	シーメンス・ジャパン(株)北大阪営業所	3,045,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
14	動画ネットワークシステム保守点検業務	情報処理	(株)グッドマン	1,082,500	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
15	内視鏡室X線透視撮影装置EXAVISTA保守点検業務	機器保守	(株)日立メディコ	2,152,500	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
16	MRI装置「Intera Achieva1.5T」保守点検業務	機器保守	(株)フィリップスエレクトロニクス ジャパン大阪支店	13,356,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
17	前立腺がん -125永久刺入放射線治療支援システム保守点検業務	機器保守	エレクタ(株)	1,000,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
18	超音波画像・内視鏡画像ファイリングシステム保守点検業務	機器保守	富士フィルムメディカル(株)関西・中 四国地区営業本部	3,097,500	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
19	病理支援システム保守メンテナンス業務	機器保守	(株)コンパス	1,260,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
20	大阪市立総合医療センター及び十三・住吉市民病院における病院情報システムの機器及びプログラム・プロダクト等保守業務	情報処理	日本電気(株)関西支社	124,153,291	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
21	診療録管理室カルテ収納関連機器等保守業務	機器保守	(株)イトーキテクニカルサービス	5,749,800	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
22	入院関係業務	医療事務	(株)エヌジェーシー	148,896,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
23	外来医事業務	医療事務	(株)ニチイ学館	245,989,800	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
24	大阪市病院局診療材料管理におけるコンサルティング及び支援業務	その他	(株)エム・アール・ピー	10,374,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
25	平成23年度医薬品契約支援業務	その他	(株)エム・アール・ピー	2,520,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
26	平成23年度分診療材料価格決定交渉支援業務(その2)	その他	(株)エム・アール・ピー	4,536,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
27	大阪市立総合医療センター及び大阪市立十三市民病院のオーダーリングシステム更新及び電子カルテ導入のための支援業務	情報処理	(株)日本総合研究所	21,000,000	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
28	健康増進施設(スポーツ施設)利用 助成事業業務	その他	財団法人大阪市職員互助会	3,367,619	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
29	大阪市立市民病院人事給与システム ソフトウェア保守業務	情報処理	(株)富士通マーケティング	2,494,800	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
30	病院事業ネットワーク保守業務	情報処理	(株)ケイ・オプティコム	5,499,900	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
31	医学情報収集ネットワーク保守業務	情報処理	(株)ケイ・オプティコム	3,986,640	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
32	「大阪市立住吉市民病院」の土地境界 確定作業、土地地積更正・分筆登記 嘱託、建物表題登記嘱託及び地図 訂正申出業務(概算契約)	測量	社団法人大阪公共嘱託土地 家屋調査士協会	1,710,626	平成23年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
33	大阪市立十三市民病院経営改善支 援業務	その他	(株)麻生 病院コンサルティング事業 部	11,340,000	平成23年6月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
34	病院情報システム変更業務(カルテ 再印刷用データ退避対応)	情報処理	日本電気(株)関西支社	1,264,200	平成23年7月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
35	病院情報システム変更業務(支援 ツールバージョンアップ・Medi Unite 導入対応)	情報処理	日本電気(株)関西支社	12,390,000	平成23年7月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
36	酸化エチレンガスカートリッジ式滅菌 装置等保守業務	機器保守	サクラ精機(株)	1,260,000	平成23年7月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
37	大阪市立総合医療センター放射線治療室設置工事基本設計設計委託	建築設計・監理	(株)東畑建築事務所	3,675,000	平成23年7月5日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
38	庶務部門周辺システム更新支援業務	その他	(株)日本総合研究所	3,391,500	平成23年7月19日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
39	「もと大阪市立北市民病院」の土地境界確定作業、越境物測量等作業	測量	社団法人大阪公共嘱託土地家屋調査士協会	2,960,107	平成23年7月21日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
40	病院局総務部総務課・職員課移転にかかる病院事業ネットワーク用パソコン外の設定・動作確認他関連業務	情報処理	(株)ケイ・オプティコム	1,680,000	平成23年9月16日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
41	平成24年度分診療材料価格決定交渉支援業務(その1)	その他	(株)エム・アール・ピー	4,536,000	平成23年12月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
42	平成23年度要望事項対応に伴う人事給与システムのプログラム改修業務	情報処理	(株)富士通マーケティング	3,543,750	平成24年2月6日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
43	大阪市立総合医療センター用地東端部の現況測量業務	測量	社団法人大阪公共嘱託土地家屋調査士協会竹中事務所	1,405,895	平成24年2月27日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
44	病院情報システム変更業務(平成24年度4月診療報酬改定(オンライン系)対応)	情報処理	日本電気(株)関西支社	6,090,000	平成24年3月19日	-	その性質又は目的が競争入札に適さないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立市民病院病院情報システム等運用管理業務

2 契約の相手方

株式会社CSK

3 随意契約理由

病院情報システム(オーダリングシステム及び各部門システム)は365日24時間にわたり円滑かつ安定的に運用していかなければならず、病院情報システムに障害が発生した場合には、その障害内容によって千差万別な対応が必要とされる。

現行の委託業者は多くの障害事例に対応してきた経験を有し、迅速かつ適切に障害に対応することができ、十分にその責務を果たしている。

現在、総合医療センター及び十三市民病院においては、平成24年度の稼働に向けて、新病院情報システムの開発作業に着手しており、電子カルテシステムの導入による高速大量の情報への対応のため、システム運用管理業務についても現状より複雑・高度な対応が必要となる。平成23年度は老朽化し障害が多発している現行の病院情報システムを安定稼働させながら、新病院情報システムの機器及びソフト導入、運用テスト、納入業者からのシステム引継ぎ、現行システムからのマスタ移行等を、医療情報部業務委託業者と協力して実施しなければならない。新システムに移行していくためには、現行の病院情報システムを熟知している委託業者の協力を得ることが必要である。障害対応策についても、長年にわたるシステム運用及び障害対応の経験により解決される場合が多く、現行の委託業者は、日頃から障害対策に真摯に取り組みその成果をあげている。新旧同時に2つのシステムを稼働させなければならない時期に業者の変更は望ましくない。

一方、住吉市民病院においては、診療報酬の改定等において、総合医療センターでの診療報酬マスタを住吉市民病院に引継ぐことにより業務対応を行っており、総合医療センター、十三市民病院と一体的に病院情報システムの運用管理を行う必要がある。

このようなことから、現行の病院情報システムを熟知しており、過去の障害事例対応のノウハウを蓄積し、市民病院群の病院情報システムの一体的運用が可能な現行業者へ委託することが合理的かつ効率的であると判断されるので、上記業者と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課(医療情報グループ)

(電話番号 06 - 6929 - 3596)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター医療情報部業務

2 契約の相手方

株式会社CSK

3 随意契約理由

現在、上記業者は総合医療センター医療情報部において、現行システムにおけるサーバ機器から通信制御機器を経てオーダ端末に至るまで、部門システムも含めた各種機器の連携について十分な知識を有し、総合医療センターにおいて実際に発生したシステム障害に迅速に対応したノウハウを蓄積している。また、基幹システムマスタ管理・部門システムマスタ管理等に加えて各種問い合わせへの対応、医療職等からの診療情報の抽出・加工依頼など、専門的な技術や知識に基づく業務だけでなく、現状の部門運用を熟知しており、様々な業務に関しても本市職員と協力して円滑に実施している実績がある。

総合医療センターは、平成 24 年度中に新病院情報システムのパッケージ導入を予定しており、院内各部門は、新システムの移行に伴い現行の運用から、導入パッケージにあわせた運用変更が生じる。このため院内の各部門との運用調整が必要となり、そうした運用変更のための部門ワーキンググループの事務局業務や導入に伴う本市職員等への支援業務を委託できるのは、現行部門運用の細部にわたる知識を有している上記業者において他はない。

以上の理由から、新病院情報システム導入にともなう医療現場の円滑な運用を確保するために、病院内における様々な実務対応のノウハウを有する上記業者に平成 23 年度においては医療情報部業務を委託することが最も効率的であると判断されるので、上記業者と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課（医療情報グループ）

（電話番号 06 - 6929 - 3596）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター医療連携関係業務

2 契約の相手方

株式会社エヌジェーシー大阪支社

3 随意契約理由

平成 23 年度以降の医療連携業務受託業者選定について、公募型提案競争方式で受託業者の選定を実施したが、参加業者からの業務提案内容が、病院側の求める水準に満たなかったため、評価委員会において全参加業者が合格点に達していないと判断され、契約相手方が決定しなかった。

この結果を踏まえ、本来であれば平成 23 年 4 月 1 日からの受託業者選定に向け、再度公募型提案競争方式で受託業者の公募を行うべきであるが、当院は 1,000 床を超える大規模病院であることに加え、40 を越える診療科を擁し高度な医療サービスを提供していることから、患者受付業務をはじめとするそれぞれの業務に必要な大規模・高機能病院特有のスキルを、教育や研修を通じて業務従事者全員に修得させる期間が必要であることや、医療連携を熟知したスタッフの人材確保のための期間が必要なことから、業者が変わる場合においては最低 3 カ月の準備期間を設けているところである。加えて、公募から予定業者の決定までの必要な期間を考慮すると、年度途中での公募とならざるを得ない。

その場合、本契約は多くの従事者を必要とする契約であるため、年度途中での業務従事者の確保が非常に困難であることから、新たに参入を検討しようとする業者が応募できなくなる可能性が大きく、結果として現行契約業者が有利となり、選定にあたっての競争性が発揮できなくなる。

さらに、平成 24 年度以降の業者選定手続きに向けて、患者支援センターの設置に伴う外来医事関係業務と医療連携関係業務との間での所管業務の整理に合わせた仕様書への変更、電子カルテの導入をはじめとする病院情報システムの更新に伴う運用変更などの委託業務への影響を踏まえた仕様書への変更、評価項目や合格基準などの評価基準の見直し等に必要期間を考慮すると、概ね 1 年程度の準備期間が必要である。

株式会社エヌジェーシーは、前回公募型提案競争方式により、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間長期継続契約において業務遂行してきた業者であり、一定のスキルを維持していることから、23 年度においては暫定的に 1 年間の契約とする。

一方、同社は、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 3 月の 2 回の個人情報の漏洩事故をおこしており、同社に対して個人情報保護対策の見直しを求めたところである。

同社の個人情報保護に対する体制整備についてであるが、まず、本社の人材開発部が主体となって、個人情報保護に対する意識の向上を図ることを目的に、業務従事者全員を参加対象とした個人情報保護研修を実施したところである。また、業務マニュアルについても大阪市病院長「個人情報漏えい事故防止マニュアル」に基づいた業務マニュアルに見直すとともに、個人情報保護対策チェックリストを作成し定期的にチェックすることとした。加えて、地域医療連絡室においてではあるが、ファックス誤送信防止対策システムを導入するなど、個人情報の保護に万全を期すこととしている。

病院としては、個人情報保護研修や業務マニュアルの内容を検討した結果、現在において取りうる対応は取っており、信頼できるものと判断したところである。

今回、上記の理由により、平成 23 年度においては、引き続き当該業者と契約することが最適と判断するので、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課（医事企画グループ）

（電話番号 06 - 6929 - 3631）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター医療機器のテクニカルサポート業務

2 契約の相手方

日本光電関西株式会社

フクダ電子近畿販売株式会社

3 随意契約理由

- (1) 当院にある医療機器のうち、納品した機器のシェアが最も高い二業者であるため、調整・修理を行える対象機器も割合が高くなる。
- (2) 両社ともメーカーであることから技術力の高い人材を有している。
- (3) 両社とも平成15年4月より同体制に参画しており、実績がある。
- 以上の理由により上記2社と特名で契約する。

2011年1月現在

機器名	院内総台数	日本光電	フクダ電子	合計比率
セントラルモニタ	47	20	25	95.7%
ベッドサイドモニタ	166	82	61	86.1%
ベッドサイドステーション	72	72	0	100.0%
除細動器及びAED	49	33	15	98.0%
心電計	31	12	17	93.5%
脳波計	14	8	0	57.1%

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央臨床工学部

(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター医療機器のテクニカルサポート業務

2 契約の相手方

日本光電関西株式会社

フクダ電子近畿販売株式会社

3 随意契約理由

(1) 当院にある医療機器のうち、納品した機器のシェアが最も高い二業者であるため、調整・修理を行える対象機器も割合が高くなる。

(2) 両社ともメーカーであることから技術力の高い人材を有している。

(3) 両社とも平成 15 年 4 月より同体制に参画しており、実績がある。

以上の理由により特名で契約する。

2011年1月現在

機器名	院内総台数	日本光電	フクダ電子	合計比率
セントラルモニタ	47	20	25	95.7%
ベッドサイドモニタ	166	82	61	86.1%
ベッドサイドステーション	72	72	0	100.0%
除細動器及びAED	49	33	15	98.0%
心電計	31	12	17	93.5%
脳波計	14	8	0	57.1%

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央臨床工学部

(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称
大阪市立総合医療センターCR システム一式保守点検業務

2 契約の相手方
富士フィルムメディカル株式会社関西・中四国地区営業本部

3 随意契約理由

CRシステムは、コンピュータによる高速画像演算処理をさせる精密機械などの複合システムであり、日常安定した一連の画像処理動作を維持するためには、高度な専門技術知識を有する業者の保守点検業務が必要です。更に、システム障害時にも、適切な対処が迅速になされなければなりません。

総合医療センターはCR（コンピューテッド ラジオグラフィー）画像の処理・保存・検索を富士フィルムメディカルシステム株式会社製の院内FCRシステムネットワークにより行っています。同システムは、富士フィルムメディカルシステム株式会社独自の製品であり且つ保守に必要な部品の供給、技術力、経験を有していることから他社による保守点検業務は不可能です。

従って、院内FCRシステム及びネットワークの保守点検業務並びに、システム障害時の適切な対処に関して、高度な専門技術・知識を有する富士フィルムメディカルシステム株式会社以外に保守点検業務を行える業者はいないため、特名契約とする。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署
大阪市立総合医療センター中央放射線部
(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称
大阪市立総合医療センター血管撮影装置（頭部・循環器用）保守点検業務

2 契約の相手方
株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン大阪支店

3 随意契約理由

専門的知識の必要性

血管撮影装置「ALLURA Bi-Plane+3DRA」「循環器系 ALLURA Xper FD10/10」は、高性能コンピューターを搭載しており、高い水準で性能と安全性を維持するための保守・修理を行うには、極めて高度な技術力が必要としており、保守・修理を行うには専門的な知識や熟練が必要で、教育・訓練も継続的に行う必要がある。

部品入手の困難

装置の性能を維持するために、消耗部品の交換や、劣化した部品の交換は不可欠である。しかし、血管撮影装置や MRI 装置の部品はメーカーの指定であり、製造会社である株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパンでしか手配ができない。

保証問題

薬事法により、点検業務の実施について医用放射線機器点検技術者の資格があれば問題にはならないが、実際の業務を遂行するためには各メーカーによる技術研修会等による技術研修が終了している者でなければ保守管理に対して責任ある実施は不可能である。

したがって、血管撮影装置「ALLURA Bi-Plane+3DRA」「循環器系 ALLURA Xper FD10/10」に関しては、専門的な知識を熟知していて、継続的に教育・訓練も行っている製造会社である株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン以外なく、特名契約とする。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署
大阪市立総合医療センター中央放射線部
(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センターマイクロセレクトロンHDR（腔内治療装置）保守点検業務

2 契約の相手方

株式会社千代田テクノル大阪営業所

3 随意契約理由

腔内・組織内治療を行うマイクロセレクトロンHDRは、治療計画システム（PLATO）と遠隔密封小線源照射装置の2つで構成され、悪性腫瘍等の病変部に大量の放射線を照射し、その精度は1mm単位で治療計画し、放射線源を0.1秒単位で制御し2.5mm単位で駆動させて治療を行う装置で共に高度な技術を駆使した装置であり、すべてが正常に作動することにより始めて治療がおこなえます。この精度に誤差が生じる或いは、線源が治療中に停止すると患者さんに重大な障害が起こります。

したがって、安定したシステム動作及び治療精度の維持管理のためには、高度な専門技術者による保守点検が必要不可欠です。

総合医療センターのマイクロセレクトロンは、オランダのニュークレトロン社独自の製品であることの理由から、日本における輸入販売の代理店である株式会社千代田テクノルのみが保守点検を行える業者であるため、特名契約とします。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部
（電話番号 06 - 6929 - 1221）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センターレクセルガンマナイフシステム保守点検業務

2 契約の相手方

エレクタ株式会社

3 随意契約理由

19年度バージョン・アップしたガンマナイフ4C型装置は、放射線（線）により脳腫瘍や動静脈奇形等の頭の病気に1回の治療で大量の放射線を照射し病巣部のみを破壊し治療する装置であり、その精度は0.1mm~0.5mmの精密さです。この精度が悪くなると患者さんに重大な障害が発生します。

このシステムは、コバルト60を使用した治療装置、治療計画用コンピュータシステム（ガンマプラン）そして定位脳手術装置の3つに大別され、すべてが正常に作動することにより始めて治療がおこなえます。

したがって、安定したシステムの動作及び治療精度を維持管理するためには、高度な専門技術者による保守点検が必要不可欠です。

総合医療センターのレクセルガンマ装置はスウェーデンのレクセル社独自の製品であり、日本における輸入販売代理店であるエレクタ（株）以外には、保守点検を行える業者はないことから、特名契約とする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部
（電話番号 06 - 6929 - 1221）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センターX線テレビ装置(3台)保守点検業務

2 契約の相手方

島津メディカルシステムズ株式会社関西支社大阪営業所

3 随意契約理由

専門的知識の必要性

「島津X線テレビ装置3台」は、開院時に当センター仕様の高性能コンピューターに改良をしており、高い水準で性能と安全性を維持するための保守・修理を行うには、極めて高度な技術力を必要としており、保守・修理を行うには専門的な知識や熟練が必要で、教育・訓練も継続的に行う必要がある。

部品入手の困難

装置の性能を維持するために、消耗部品の交換や、劣化した部品の交換は不可欠である。「島津X線テレビ装置3台」は複数部品を組み合わせたメーカーの独自部品であり、製造代理店および製造会社である島津メディカルシステムズ株式会社でしか手配ができない。

保証問題

薬事法により、点検業務の実施について医用放射線機器点検技術者の資格があれば問題にはならないが、実際の業務を遂行するためには各メーカーによる技術研修会等による技術研修が終了している者でなければ保守管理に対して責任ある実施は不可能である。

したがって、島津X線テレビ装置3台に関しては、専門的な知識を熟知していて、継続的に教育・訓練も行っている製造代理店および製造会社である島津メディカルシステムズ株式会社以外なく、特名契約とする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター体外衝撃波結石破碎装置(ピエゾリス3000)保守点検業務

2 契約の相手方

利康商事株式会社大阪営業所

3 随意契約理由

現在、体外衝撃波結石破碎装置は、外国機種、国産機種を含め数社の装置が国内で稼動しており、各種の結石破碎の治療に大いに貢献しております。

その設置台数は、日々増加の一途にあります。そのハード・ソフトの両面において、すべて各社独自の製品であり、各社共通の保守点検は不可能なのが現状です。

当センターの結石破碎装置(ピエゾリス3000)は、ドイツのリチャードウルフ社独自の製品であり、その保守点検・緊急時保守対応に関しては、日本における唯一の輸入販売代理店であり、メーカーのメンテナンス教育を受け高度な専門技術並びに専門的知識を持った人材を擁している、利康商事株式会社以外、保守点検を行える業者はいないため特名によって委託する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部
(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター及び十三・住吉市民病院におけるX線CT撮影装置・泌尿器撮影装置・核医学診断装置保守点検業務

2 契約の相手方

東芝メディカルシステムズ株式会社関西支社

3 随意契約理由

専門的知識の必要性

最近の医療機器は高機能、高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このため、メンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、装置メーカー以外の人間が行うことは、殆ど不可能である。特に普及台数の少ない装置では、自社の機種すべてを一人の技術者で対応するのが難しいので、機種ごとに専門の熟練者を養成して対応を行っている。

部品入手の困難

装置の性能を維持するために、消耗部品の交換や、劣化した部品の交換は不可欠であるが、メーカーもしくはメーカーの指定した業者以外は部品の手配及び入手が困難である。

保証問題

薬事法により、点検業務の実施について医用放射線機器点検技術者の資格があれば問題にはならないが、実際の業務を遂行するためには各メーカーによる技術研修会等による技術研修が終了している者でなければ保守管理に対して責任ある実施は不可能である。

したがって、東芝社製のX線CT撮影装置・泌尿器撮影装置・核医学診断装置の保守点検・緊急時保守対応に関し高度な専門技術と専門的な知識を持った人材を擁している東芝メディカルシステムズ株式会社以外にないので、特名随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部
(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称
大阪市立総合医療センター核医学診断装置保守点検業務

2 契約の相手方
シーメンス・ジャパン株式会社北大阪営業所

3 随意契約理由

専門的知識の必要性

最近の医療機器は高機能、高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このため、メンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、装置メーカー以外の人間が行うことは、殆ど不可能である。特に普及台数の少ない装置では、自社の機種すべてを一人の技術者で対応するのが難しいので、機種ごとに専門の熟練者を養成して対応を行っているメーカーも少なくない。

部品入手の困難

装置の性能を維持するために、消耗部品の交換や、劣化した部品の交換は不可欠である。しかし、核医学診断装置「マルチスペクト3」は複数部品と独自の専用ソフトを組み合わせたメーカー独自のものであり、国内で唯一直接販売・整備及び修理を行っているシーメンス・ジャパン株式会社でしか手配ができない。

保証問題

薬事法により、点検業務の実施について医用放射線機器点検技術者の資格があれば問題にはならないが、実際の業務を遂行するためには各メーカーによる技術研修会等による技術研修が終了している者でなければ保守管理に対して責任ある実施は不可能である。

したがって、核医学診断装置「マルチスペクト3」の保守点検に関しては、これらの装置に対する高い専門知識と技術を持った製造会社である「シーメンス・ジャパン株式会社」以外にない。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署
大阪市立総合医療センター中央放射線部
(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター動画ネットワークシステム保守点検業務

2 契約の相手方

株式会社グッドマン

3 随意契約理由

心臓血管撮影装置で撮影した心臓血管動画像は血管撮影室のサーバー室にある短期サーバーと長期サーバーに保存している。比較的新しい画像を観察するときは RAID と呼ばれるハードディスクから画像を呼び出している。RAID から消えた古い画像は長期サーバーの DVD ジュークボックスから RAID のハードディスクに戻して、各端末で観察している。院内 14カ所に配置してある動画端末で循環器内科、心臓血管外科、脳神経外科、小児循環器内科、小児心臓血管外科の医師が動画を 24時間いつでも観察できる。これにより各医師は血管撮影室に出向くことなく、各端末で画像診断や画像解析が可能である。また、患者や患者の家族への説明にも利用している。

このようなことから動画は 24時間いつでも安定して観察できなければ日常の診療に支障をきたすことになる。

このシステムは株式会社グッドマンがサーバー仕様、端末仕様、ソフト等のシステムの設計と設置工事を行っており、グッドマン社製のソフトウェアでのみ動作するようになっている。よって、点検、修理およびリモートメンテナンスをするにはシステムを構築した株式会社グッドマンでなければ、適正な対応は不可能である。

以上から、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号により株式会社グッドマンと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部
(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター内視鏡室 X 線透視撮影装置 EXAVISTA 保守点検業務

2 契約の相手方

株式会社日立メディコ

3 随意契約理由

専門的知識の必要性

X線透視撮影装置EXAVISTAは、従来のイメージングプレート・フィルム等を使用せず、X線エネルギーを効率よく短時間で電気信号に変換する高度なシステムで高い水準で性能と安全性を維持するための保守・修理を行うには、極めて高度な技術力を必要としており、専門的な知識や熟練が必要で、教育・訓練も継続的に行う必要がある。

部品入手の困難

装置の性能を維持するために、消耗部品の交換や、劣化した部品の交換は不可欠である。X線透視撮影装置EXAVISTAは複数部品を組み合わせたメーカー独自のものであり、国内で唯一直接販売・整備及び修理を行っている株式会社日立メディコでしか手配ができない。

保証問題

薬事法により、点検業務の実施について医用放射線機器点検技術者の資格があれば問題にはならないが、実際の業務を遂行するためには各メーカーによる技術研修会等による技術研修が終了している者でなければ保守管理に対して責任ある実施は不可能である。

したがって、X線透視撮影装置EXAVISTAは、専門的な知識を熟知していて、継続的に教育・訓練も行っている株式会社日立メディコ以外なく、特名契約とする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センターMRI装置「Intera Achieva1.5T」保守点検業務

2 契約の相手方

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン大阪支店

3 随意契約理由

7年保守契約の必要性

MRI撮影装置は、同一機種でも1年毎に画像構成に関するコンピュータのハード・ソフトがバージョンアップされ3年も経過すると最新の画像構成ができなくなる。

最先端医療を行なう当施設において最先端撮像法のMRI画像情報は不可欠であり、それを維持する為にも2年目終了時および5年目終了時のハード・ソフトバージョンアップ（CP容量・撮像ソフト・画像解析）を含めた7年保守契約が必要となる。

専門的知識の必要性

MRI撮影装置「Intera Achieva」は、高性能コンピューターを搭載しており、高い水準で性能と安全性を維持するための保守・修理を行うには、極めて高度な技術力が必要としており、保守・修理を行うには専門的な知識や熟練が必要で、教育・訓練も継続的に行う必要がある。

部品入手の困難

装置の性能を維持するために、消耗部品の交換や、劣化した部品の交換は不可欠である。しかし、MRI装置の部品はメーカの指定であり、製造会社であるフィリップスメディカルシステムズ株式会社でしか手配ができない。

保証問題

薬事法により、点検業務の実施について医用放射線機器点検技術者の資格があれば問題にはならないが、実際の業務を遂行するためには各メーカによる技術研修会等による技術研修が終了している者でなければ保守管理に対して責任ある実施は不可能である。

したがって、MRI撮影装置「Intera Achieva」は、専門的な知識を熟知していて、継続的に教育・訓練も行っている製造会社であるフィリップスメディカルシステムズ株式会社以外なく、7年間の特名契約とする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター前立腺がん -125 永久刺入放射線治療支援システム保守点検業務

2 契約の相手方

エレクトラ株式会社

3 随意契約理由

専門的知識の必要性

I - 1 2 5 永久刺入放射線治療支援システムは、高度な放射線治療計画を作成するため高性能コンピューターと高度な専用ソフトを駆使したシステムであり、高い水準で性能と安全性を維持するための保守・修理を行うには、極めて高度な技術力を必要としており、保守・修理を行うには専門的な知識や熟練が必要で、教育・訓練も継続的に行う必要がある。

部品入手の困難

装置の性能を維持するために、消耗部品の交換や、劣化した部品の交換は不可欠である。「I - 1 2 5 永久刺入放射線治療支援システム」はメーカーの独自製品であり、国内で唯一直接販売・整備及び修理を行っているエレクトラ株式会社でしか手配ができない。

保証問題

薬事法により、点検業務の実施について医用放射線機器点検技術者の資格があれば問題にはならないが、実際の業務を遂行するためには各メーカーによる技術研修会等による技術研修が終了している者でなければ保守管理に対して責任ある実施は不可能である。

したがって、I - 1 2 5 永久刺入放射線治療支援システムに関しては、専門的な知識を熟知していて、継続的に教育・訓練も行っているエレクトラ株式会社以外なく、特名契約とする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央放射線部

(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター超音波画像・内視鏡画像ファイリングシステム保守点検業務

2 契約の相手方

富士フィルムメディカル株式会社関西・中四国地区営業本部

3 随意契約理由

超音波・内視鏡画像ファイリングシステムは、検査中に必要と思われる画像をファイリングし、所見を作成して、院内ネットワークに配信しており、診断、研究、研修、ケースカンファレンス等に利用されている。

システムにトラブルが発生することにより、これらの作業に支障をきたし、診断、診療に齟齬をきたしたり、非常に稀な症例の画像を失ってしまう事にもなる。

このファイリングシステムは、最新の画像処理技術をもって構築されたシステムであり、ファイリングの確実性、信頼性とファイリングされたデータの維持管理には、システム構成を熟知した者の保守点検が不可欠である。

このシステムは、富士フィルムメディカル株式会社がシステムの構築、プログラムを作成したものであり、点検、修理およびリモートメンテナンスをするにはシステムを構築した富士フィルムメディカル株式会社でなければ、適正な対応は不可能である。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央臨床検査部

(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

病理支援システム保守メンテナンス業務

2 契約の相手方

株式会社コンパス

3 随意契約理由

本システムにトラブルが発生する事により、受付、標本作製、診断等様々な工程において支障をきたし、さらには臨床での診療に多大な影響を与える事になる。

このシステムは旧システムで培ってきた知識および今後の病理業務の支援を踏まえて開発・構築されたシステムであり、周辺機器との連携やプログラム・データの維持管理にはシステムの構築に熟知したものによる保守点検が必要不可欠である。

よって、旧システムから現病理支援システムの構築、プログラムの開発業者である「株式会社コンパス」以外に保守点検業務を行える業者がないため地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター中央臨床検査部

(電話番号 06 - 6929 - 1221)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター及び十三・住吉市民病院における病院情報システムの機器及びプログラム・プロダクト等保守業務

2 契約の相手方

日本電気株式会社関西支社

3 随意契約理由

総合医療センターのコンピュータシステムは365日24時間稼働させており、システム全体が円滑で安定した運用がなされることが大前提である。

病院情報システムは院内全体にわたる非常に複雑なネットワークシステムとなっている。

また、クライアントサーバ方式の導入によりサーバからパーソナルコンピュータに至るまで、病院情報システムに接続されているコンピュータは膨大な数である。

これらのシステム障害時には適切な対処と迅速性が求められる。

このため、システム機器に関する保守業務は、欠かすことのできない業務であり、これを円滑に遂行するにあたっては、次の条件を満たす必要がある。

障害状況が一元的かつ迅速に把握でき、ハード問題かソフト問題か等の障害責任の分界点を明確にできること。

保守に必要な部品の供給、技術力、経験を有していること。

障害の分析・処置に必要な技術力及びオペレーティングシステム、プログラム・プロダクト、設置機器の仕様等の情報を有し、迅速な対応ができること。

バージョンアップ・リビジョンアップの情報提供及び対応が適切にできること。

当該委託業務に関する報告を適切に実施できる体制であること。

365日24時間対応可能な体制がとれていること。

保守拠点は市内若しくはその近郊に設置することとし、概ね1時間以内に保守員が到着し復旧作業にあたること。

以上の全ての条件を満たすことが可能なのは、納入・設置工事を施工した日本電気(株)のみであり、システム機器等の内容を理解し、一貫したサポート体制を持った対応が可能なことから、日本電気(株)と特名の委託契約するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課(医療情報グループ)

(電話番号 06 - 6929 - 3596)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター診療録管理室カルテ収納関連機器等保守業務

2 契約の相手方

株式会社イトーキテクニカルサービス

3 随意契約理由

総合医療センターでは毎日殆どの外来カルテの出入庫をSSP（カルテ自動出入庫機）により、多量の3ヶ月以上来院暦のない外来カルテ・X線フィルム・退院カルテの出庫をSAR（電動棚）により行っている。

SSPやSARが故障した場合、外来カルテの出入庫は事実上不可能となり（機械の中に人が入り、カルテの抜き取り、入庫を行う方法はあるが、大量、迅速な取り出しは困難。）3ヶ月以上来院暦のない外来カルテ・X線フィルム・退院カルテの出庫にも相当な時間を要することとなる。

また、SARの安全停止機構等が故障した場合、スタッフが棚の間に挟まれ、重大な人身事故が発生する恐れがある。

したがって、SSP・SARの各部品の耐用年数、整備・交換必要時期に合わせて定期点検整備を行うとともに、消耗の程度によっては事前に部品を交換し、常にシステムの円滑運用を維持できる必要があり、故障の発生を最小限に抑制するための対策を講じることによって、診断の中断や事故を極力防止できる。

上記の項目を適切かつ迅速に対応できるのは、当該機器製造会社である株式会社イトーキの保守専門会社の株式会社イトーキテクニカルサービスのみであるので、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課（医療情報グループ）

（電話番号 06 - 6929 - 3596）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター入院関係業務

2 契約の相手方

株式会社エヌジェーシー

3 随意契約理由

平成 23 年度以降の入院関係業務受託業者選定について、公募型提案競争方式で受託業者の選定を実施したが、参加業者からの業務提案内容が、病院側の求める水準に満たなかったため、評価委員会において全参加業者が合格点に達していないと判断され、契約相手方が決定しなかった。

この結果を踏まえ、本来であれば平成 23 年 4 月 1 日からの受託業者選定に向け、再度公募型提案競争方式で受託業者の公募を行うべきであるが、当院は 1,000 床を超える大規模病院であることに加え、40 を越える診療科を擁し高度な医療サービスを提供していることから、会計入力業務をはじめとするそれぞれの業務に必要な大規模・高機能病院特有のスキルを、教育や研修を通じて業務従事者全員に習得させる期間が必要であることや、40 人を越えるスタッフの人材確保のための期間が必要なことから、業者が変わる場合においては最低 3 ヶ月の準備期間を設けているところである。加えて、公募から予定業者の決定までの必要な期間を考慮すると、年度途中での公募とならざるを得ない。

その場合、本契約は多くの従事者を必要とする契約であるため、年度途中での業務従事者の確保が非常に困難であることから、新たに参入を検討しようとする業者が応募できなくなる可能性が大きく、結果として現行契約業者が有利となり、選定にあたっての競争性が発揮できなくなる。

また、今後平成 24 年度以降の業者選定手続きに向けて、患者支援センターの設置に伴う診療報酬等担当と患者支援センターとの間での所管業務の整理に合わせた仕様書への変更、電子カルテの導入をはじめとする病院情報システムの更新に伴う運用変更などの委託業務への影響を踏まえた仕様書への変更、評価項目や合格基準などの評価基準の見直し等に必要期間を考慮すると、概ね 1 年程度の準備期間が必要である。

株式会社エヌジェーシーは、前回公募型提案競争方式により、平成 21,22 年度の 2 年間長期継続契約において業務遂行してきた業者であり、一定のスキルを維持していることから、23 年度においては暫定的に 1 年間の契約とする。

一方、同社は、平成 22 年 12 月及び平成 23 年 3 月の 2 回の個人情報の漏洩事故をおこしており、同社に対して個人情報保護対策の見直しを求めたところである。

同社の個人情報保護に対する体制整備についてであるが、まず、本社の人材開発部が主体となって、個人情報保護に対する意識の向上を図ることを目的に、業務従事者全員を参加対象とした個人情報保護研修を実施したところである。また、業務マニュアルについても大阪市病院局「個人情報漏えい事故防止マニュアル」に基づいた業務マニュアルに見直すとともに、個人情報保護対策チェックリストを作成し定期的にチェックすることとした。加えて、地域連携室においては、ファックス誤送信防止対策システムを導入するなど、個人情報の保護に万全を期すこととしている。

病院としては、個人情報保護研修や業務マニュアルの内容を検討した結果、現在において取りうる対応は取っており、信頼できるものと判断したところである。

今回、上記の理由により、平成 23 年度においては、引き続き当該業者と契約することが最適だと判断するので、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社エヌジェーシー大阪支社と特名随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課（医事企画グループ）

（電話番号 06 - 6929 - 3638）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター外来医事業務

2 契約の相手方

株式会社ニチイ学館

3 随意契約理由

平成 23 年度以降の外来関係業務受託業者選定について、公募型提案競争方式で受託業者の選定を実施したが、参加業者からの業務提案内容が、病院側の求める水準に満たなかったため、評価委員会において全参加業者が合格点に達していないと判断され、契約相手方が決定しなかった。

この結果を踏まえ、本来であれば平成 23 年 4 月 1 日からの受託業者選定に向け、再度公募型提案競争方式で受託業者の公募を行うべきであるが、人材の確保や研修・教育などの引継ぎ準備期間として、少なくとも 3 ヶ月程度の期間が必要なことや、公募から予定業者の決定までの必要な期間を考慮すると、年度途中での公募とならざるを得ない。

その場合、本契約は多くの従事者を必要とする契約であるため、年度途中での業務従事者の確保が非常に困難であることから、新たに参入を検討しようとする業者が応募できなくなる可能性が大きく、結果として現行契約業者が有利となり、選定にあたっての競争性が発揮できなくなることが懸念される。

また、平成 24 年度以降の業者選定手続きに向けて、患者支援センターの設置に伴う診療報酬等担当と患者支援センターとの間での所管業務の整理に合わせた仕様書への変更、電子カルテの導入をはじめとする病院情報システムの更新に伴う運用変更などの委託業務への影響を踏まえた仕様書への変更、評価項目や合格基準などの評価基準の見直し等に必要期間を考慮すると、概ね 1 年程度の準備期間が必要である。

上記業者は、前回公募型提案競争方式により、平成 21,22 年度の 2 年間長期継続契約において業務遂行してきた業者である。

今回上記の理由により、平成 23 年度においては、引き続き当該業者と契約することが最適だと判断するので、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社ニチイ学館と特名随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課（医事企画グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3631）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市病院局診療材料管理におけるコンサルティング及び支援業務

2 契約の相手方

株式会社エム・アール・ピー

3 随意契約理由

上記業者は、病院の医療材料（診療材料）管理に関する広範な経験とノウハウに基づき、価格交渉業務のサポート、交渉後の納入価格・仕入先のチェック、新規医療材料（診療材料）の価格チェックなどを行い、医療材料（診療材料）にかかる購入支援業務や医療材料（診療材料）の同等品の置き換え提案を専門に行う業者であり、また、関西圏においては物販を伴わない唯一の業者である。

平成 18 年 9 月から委託業務を実施しており、着実な成果を残している。

これまでの実績と信用に加え、現在の医療材料（診療材料）価格のデータを有し、医事請求整合や医療材料（診療材料）同等品の置き換えや調達支援などについてそれぞれ専門的な人材も有しており、効率的具体的に実施できる業務支援体制を構築されている。

また、新 S P D システム監査業務については、昨年来、新 S P D システム導入支援業務を委託し、導入にあたっての問題点・課題等の整理また新システムの運用について指導・支援を受けたところである。

平成 23 年 4 月から新 S P D システムに移行するにあたり、システムの安定稼働に向け、引き続き効果的な指導管理及び運用状況の監査を行う必要があり、当該業務は新システムの導入プロセスにおいて、問題点・課題等を熟知している株式会社エム・アール・ピーにおいて他に行うことができない。

したがって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号により、特名随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市病院局総務部経営課（経理グループ）

（電話番号 06 - 6929 - 3626）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 23 年度医薬品契約支援業務

2 契約の相手方

株式会社エム・アール・ピー

3 随意契約理由

上記業者は、病院の医療材料（診療材料・医薬品）管理に関する広範な経験とノウハウに基づき、価格交渉業務のサポート、交渉後の納入価格・仕入先のチェック等を行い、医療材料（診療材料・医薬品）にかかる購入支援業務を専門に行う業者である。また、関西圏において、物販を伴わない唯一の業者である。

上記業者は当院の平成 18 年度以降診療材料契約単価改定交渉及び平成 20 年度以降医薬品契約単価改定交渉の業務支援を実施しており、同社が保有している他施設の納入価格情報、広範なノウハウと豊富な経験をフルに活用することにより納入価格の分析と今後の目標設定を具体的かつ効率的に行うことができ、公立病院としては全国最高水準の値引率を達成してきたところである。この価格交渉については、引き続き専門業者の支援を受けることにより、これまで達成した成果を維持していきたいと考えているが、これまでの実績と同等の成果が期待できるノウハウ及び業務支援を提供できる業者は株式会社エム・アール・ピーを以て他にない。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号により、特名随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市病院局総務部経営課（経理グループ）

（電話番号 06 - 6929 - 3626）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 23 年度分診療材料価格決定交渉支援業務（その 2）

2 契約の相手方

株式会社エム・アール・ピー

3 随意契約理由

株式会社エム・アール・ピーは、病院の医療材料（診療材料・医薬品）に関する価格交渉業務のサポート、交渉後の納入価格及び仕入先のチェック等の医療材料（診療材料・医薬品）の購入支援業務全般を専門に請負う業者であり、また、関西圏においては物販を伴わない唯一の業者である。

医療材料（診療材料・医薬品）の価格交渉は市民病院事業会計の収支改善に資する重要な業務であり、当局においては、平成 18 年度より診療材料、平成 20 年度より医薬品の契約単価価格交渉にかかる業務支援を株式会社エム・アール・ピーに委託しており、同社が保有している他施設の納入価格情報、広範なノウハウと豊富な経験をフルに活用することにより納入価格の分析と今後の目標設定を具体的かつ効率的に行うことができ、公立病院としては全国最高水準の値引率を達成してきたところである。

この価格交渉については、引き続き専門業者の支援を受けることにより、これまで達成した成果を維持していきたいと考えているが、これまでの実績と同等の成果が期待できるノウハウ及び業務支援を提供できる業者は株式会社エム・アール・ピーをおいて他にない。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市病院局総務部経営課（経理グループ）

（電話番号 06 - 6929 - 3626）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター及び大阪市立十三市民病院のオーダリングシステム更新及び電子カルテ導入のための支援業務

2 契約の相手方

株式会社日本総合研究所

3 随意契約理由

平成 24 年度の病院情報システムにおけるオーダリングシステム更新及び電子カルテ導入に向けて、平成 22 年度は、入札により上記業者に導入のための仕様書作成支援業務を委託した。

平成 23 年度は、完成した仕様書に基づき、仕様書作成支援時に院内調査した内容及び電子カルテベンダ等とのヒアリング内容を、オーダリングシステム更新及び電子カルテ導入等に反映させる必要があるが、総合医療センター及び十三市民病院では、電子カルテの操作法や運用面を含め、そのノウハウを有していない。

限られた期間の中で電子カルテを導入するためには、平成 22 年度の仕様書作成時に各部門にヒアリング等を行い収集した調整内容や調査資料を踏まえる必要がある。上記業者は、これまで電子カルテの導入等で培った豊富な経験と実績を備えており、仕様書作成支援業務に引き続き導入支援業務を委託することが最も効率的であると判断されるので、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号により、上記業者と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課（医療情報グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3596）

随意契約理由書

- 1 案件名称
健康増進施設（スポーツ施設）利用助成事業業務
- 2 契約の相手方
財団法人大阪市職員互助会
- 3 随意契約理由
スポーツ施設利用助成事業を主管しているのは、総務局厚生担当であるが、各スポーツ施設との契約及び契約料金の支払等は、大阪市互助会が受託している。委託料については、総務局厚生担当が利用実績に基づき各給与支払者ごとに算定しているため、病院局と互助会で当該事業にかかる受委託契約を締結し、委託料を互助会に支払わなければならない。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号
- 5 担当部署
大阪市病院局総務部職員課（給与厚生グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3603）

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市立市民病院人事給与システムソフトウェア保守業務
- 2 契約の相手方
株式会社富士通マーケティング
- 3 随意契約理由
人事給与システムは、平成 21 年 4 月の地方公営企業法全部適用移行に向けて、平成 20 年度より開発を進めてきたシステムであり、平成 21 年 4 月から本稼動している。
システムの円滑な運用にあたっては、適切な状態を維持するとともに、万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期復旧が不可欠である。日常的な運用のサポートはもとより、とりわけ障害の調査・原因の特定などは、機能・構造を熟知した業者でなければ、適切な対応が困難である。そのため、システム開発時に、保守契約についても責任を持って行うとともに、保守費の増嵩を防止するために保守費用を開発費の 15%以内で行うよう記載し、開発業務の入札を行っている。
契約の性質上、人事・給与システムの開発契約相手先である株式会社富士通マーケティングに特名随意契約を行うことが適当である。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
大阪市病院局総務部職員課（給与厚生グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3603）

随意契約理由書

1 案件名称

病院事業ネットワーク保守業務

2 契約の相手方

株式会社ケイ・オブティコム

3 随意契約理由

病院事業ネットワークは、平成21年4月の病院局設置に伴い、総務局が所管する従来の庁内情報ネットワークにかわるものとしてOA業務、財務会計業務、人事給与業務等の効率化を図ることを目的として構築された情報系ネットワークである。

病院事業ネットワークを安全かつ安定的に運用するためには、運用管理業務（セキュリティ対策、障害発生時の原因きりわけ作業、端末増・移設時の対応等）とともに、ネットワーク保守業務（オペレーティングシステムやソフトウェアの更新、機器の点検、故障時の対応等）が必要である。

病院事業ネットワークの基盤機器については、平成20年に入札により購入し、落札業者である株式会社ケイ・オブティコムが、本市の指示のもと、設置・設定のうえ、端末を接続するなどしてネットワークを構築した。

ネットワークの運用は、安定的かつ適正であることが不可欠であるところ、基盤機器には、財務会計サーバや人事給与システムサーバ等の業務系サーバも含まれており、別途各業務用に構築されたプログラムが運用されていることから、障害発生時の原因切り分けやネットワークの不具合への対応において、ネットワークを構築した業者でなければ、安定的で適正な対応は不可能である。

また、ネットワークを構築した業者は、ネットワークの構成及び機器の設定内容に熟知しており、迅速な対応も可能となる。

さらに、平成22年度の病院事業ネットワーク開設時において新規に設置した端末は、株式会社ケイ・オブティコムよりリースにより借り入れしており、同社がネットワーク保守をすることで、端末及び基盤機器双方につき、効率的でコストにも配慮した対応ができる。

以上から、株式会社ケイ・オブティコムと特名による随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課（医療情報グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3596）

随意契約理由書

1 案件名称

医学情報収集ネットワーク保守業務

2 契約の相手方

株式会社ケイ・オブティコム

3 随意契約理由

大阪市病院局における医学情報収集ネットワークは、医療職が行う医学文献検索・電子ジャーナルの閲覧等医師の診療や研究を支える重要な役割を担うために、主に事務職員が利用する病院事業ネットワークとは切り離してシステムを構築し、市民病院全体でのネットワーク基盤管理、運用、保守及びセキュリティー管理を実施しているものである。

医学情報収集ネットワークを安全かつ安定的に運用するためには、運用管理業務（セキュリティー対策、障害発生時の原因きりわけ作業等）とともに、ネットワーク保守業務（オペレーティングシステムやソフトウェアの更新、機器の点検、故障時の対応等）が必要である。

このネットワークについては、平成21年度に入札を行った結果、株式会社ケイ・オブティコムによりシステム開発及び導入が行われた。平成22年度より総合医療センターにおいてシステム運用が開始され、平成23年度には十三市民病院・住吉市民病院においても運用開始となる。

ネットワークの運用は、安定的かつ適正であることが不可欠であり、障害発生時の原因の特定やネットワークの不具合への対応において、ネットワークを構築した業者でなければ、安定的で適正な対応は不可能である。

また、ネットワークを構築した業者は、ネットワークの構成及び機器の設定内容に熟知しており、迅速な対応も可能となる。

以上から、株式会社ケイ・オブティコムと特名による随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター病院管理部医事企画課（医療情報グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3596）

随意契約理由書

1 案件名称

「大阪市立住吉市民病院」の土地境界確定作業、土地地積更正・分筆登記嘱託、建物表題登記嘱託及び地図訂正申出業務（概算契約）

2 契約の相手方

社団法人大阪公共嘱託土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、住吉市民病院の土地境界確定作業、土地合筆・地積変更・分筆・地目変更登記嘱託業務を行うものであり、土地家屋調査士により適正かつ迅速な実施が必要である。

上記社団法人は、土地家屋調査士法第 63 条の規定するところにより、「官庁、公署、その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的」とする公益法人として設立された組織であり、大阪市（交通局・水道局等）においても過去から契約実績のある唯一の法人である。

以上のことから当該業務を委託できる業者は上記社団法人しかなく、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するので特名契約をするものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市病院局総務部経営課（管財グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3605）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立十三市民病院経営改善支援業務

2 契約の相手方

株式会社麻生 病院コンサルティング 事業部

3 随意契約理由

十三市民病院における経営改善支援委託については、市民病院全体として経営健全化に取り組んできた中、十三市民病院の収支改善が重要な懸案事項で喫緊の課題となっていたことから、市民病院改革プランを着実に実行するため、平成 21 年度に株式会社麻生へ委託している。

平成 21 年度については、SWOT 分析等により十三市民病院の問題点を抽出し、稼働や損益等の基礎データの分析後、6つのワーキンググループを設置し経営改善に取り組んだ。平成 22 年度については、効果が見込めるものにポイントを絞って重点的に取り組むこととし、広報活動の推進、各科の目標設定と進捗管理、また、当院の課題として二次救急医療実施を実現するための外部分析を実施した。その結果、入院患者数、外来患者数も前年度と比べ増加し、入院・外来収益とも増加につながった。

平成 23 年度については、病院局では経営改善を行うための中期計画を策定することとなっており、この中で十三市民病院において、引き続き、重要課題として経営改善に取り組まなければならない。これを支援するためには、これまでの改善への努力が停滞しないよう、継続的で一貫性のある支援を行うことが効果的であり、計画策定にあたっては、十三市民病院の取り巻く環境、強み弱みを把握し、スピーディーで実行性のあるものにする必要があると考える。

これらのことから、十三市民病院の経営改善に2年間取り組んだノウハウと職員や組織の状況を熟知し、蓄積されたデータ及び分析ツールを活用できる株式会社麻生へ、引き続き、委託することにより大きな効果が期待でき、かつスピーディーに対応できると考える。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」と考えられることから、特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市病院局総務部経営課（企画グループ）

（電話番号 06 - 6929 - 3693）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター病院情報システム変更業務(カルテ再印刷用データ退避対応)

2 契約の相手方

日本電気株式会社関西支社

3 随意契約理由

総合医療センターにおける病院情報システムのソフト開発については、平成 15 年 3 月に日本電気株式会社関西支社に委託して実施した。

システム稼働後 8 年が経過し、格納されているデータ量が膨大になりサーバのハードディスク・メモリなどが正常に動作しなくなるなどの障害が多発する状況である。

今回実施する病院情報システム変更業務は、現在使用していないサーバを再構築し、主要サーバのデータを移行させることで、安定した動作環境を確立し、安全に診療できる環境を構築することにある。今回のシステム変更は、当該ソフトを開発した日本電気株式会社関西支社のみが同業務を実施できる。

上記の理由により、本契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するので、日本電気株式会社関西支社との特名随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター医事企画課(医療情報グループ)
(電話番号 06 - 6929 - 3596)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター病院情報システム変更業務(支援ツールバージョンアップ・Medi Unite 導入対応)

2 契約の相手方

日本電気株式会社関西支社

3 随意契約理由

総合医療センターにおける病院情報システムのソフト開発については、平成 15 年 3 月に日本電気株式会社関西支社に委託して実施した。

今回実施する病院情報システム変更業務は、大阪市定期監査(超過勤務等状況調査)におけるデータ出力ツール開発及び諸手当計算書出力モジュールの仕様変更であり、当該ソフトを開発した日本電気株式会社関西支社のみが同業務を実施できる。

上記の理由により、本契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するので、日本電気株式会社関西支社との特名随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター医事企画課(医療情報グループ)
(電話番号 06 - 6929 - 3596)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター酸化エチレンガスカートリッジ式滅菌装置等保守業務

2 契約の相手方

サクラ精機株式会社

3 随意契約理由

納入業者であり製造元である上記業者が、滅菌装置と排出ガス処理装置を一体のものとして当センター用に設計・設置した当該機器の保守業務委託業者の要件として、

- ・ 当該機器の特性を熟知した技術者による点検整備を行い、各消耗性部品の磨耗度に適切に対応し、滅菌業務の円滑運用を維持できること
- ・ 当該機器のトラブルを未然に防止、または初期段階での終結が可能なサービス提供ができること
- ・ 当該機器の保守点検整備や修理を行うにあたり、補修部品調達等がスムーズな業者であること

が必要である。

上記の項目を適切かつ迅速に対応できる保守業者は、当該機器の納入業者であり製造元である上記業者のみであるので、特名契約する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター物品管理供給部

(電話番号 06 - 6929 - 3626)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター放射線治療室設置工事基本設計設計委託

2 契約の相手方

株式会社東畑建築事務所

3 随意契約理由

放射線治療機器を増設するにあたり、機器および放射線のシールド材の総重量が建物基礎へ付加されるとともに、一部構造の撤去・新設が必要であり、それらが及ぼす影響に対して、既設建物の安全性を検証しなければならない。

そのため、本業務については、当院建設時の構造設計を実施し、建物の安全性を確実に検証できるデータを保有している株式会社東畑建築事務所で行わなければならない。

また、同社はこれまでも放射線治療機器増設に伴う各種検討調査に携わっており、本業務を委託することにより、業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

以上の理由から、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号の規定にもとづき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署

大阪市病院局総務部経営課（管財グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3670）

随意契約理由書

1 案件名称
庶務部門周辺システム更新支援業務

2 契約の相手方
株式会社日本総合研究所

3 随意契約理由
庶務システムは、病院情報システムの部門システムの一つで、平成 24 年度の電子カルテ導入等の病院情報システムの更新の中で庶務システムも更新する予定であるが、単に庶務システムを入れ替えるだけではなく、病院情報システム等の他のシステムとの連携を考慮し、運用改善を含めたシステム導入を進める必要がある。
上記業者は、平成 24 年度の病院情報システムを更新するための導入支援業務を現在受託しており、現状の病院情報システムの機能を十分に理解していることに加え、次期病院情報システムの詳細仕様や状況を詳しく把握していることから、本業務を委託するのは同社において他にないと判断されるので、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号により、上記業者と特名随意契約する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署
大阪市立総合医療センター管理課（管理グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3601）

随意契約理由書

- 1 案件名称
「もと大阪市立北市民病院」の土地境界確定作業、越境物測量等作業

- 2 契約の相手方
社団法人大阪公共嘱託土地家屋調査士協会

- 3 随意契約理由

本業務は、もと大阪市立北市民病院の土地境界確定作業、越境物測量等作業を行うものであり、土地家屋調査士により適正かつ迅速な実施が必要である。

上記法人は、平成 21 年度において、同病院の敷地全体の測量業務等を適切に履行していることから、本業務に必要なデータ及び現地の状況について熟知しており、境界確定等のための基礎的な調査に係る業務量を大幅に縮減できる法人である。

また、土地家屋調査士法第 63 条の規定にもとづき、「官庁、公署、その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的」に設立された、公共嘱託登記の専門的知識と豊富な経験を有する土地家屋調査士を多数擁する組織的能力の高い公益法人であり、本市の他部局や他の官公署からも多くの業務を受託し確実に履行した実績を有している。

以上のことから、本業務の委託については、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するので、上記法人と特名契約をするものである。

- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
大阪市病院局総務部経営課（管財グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3605）

随意契約理由書

1 案件名称

病院局総務部総務課・職員課移転にかかる病院事業ネットワーク用パソコン等の設定・動作確認他関連業務

2 契約の相手方

株式会社ケイ・オプティコム

3 随意契約理由

病院事業ネットワークは、平成 21 年 4 月の病院局設置に伴い、総務局が所管する従来の庁内情報ネットワークにかわるものとして OA 業務の効率化を図ることを目的として構築された情報系ネットワークである。

病院事業ネットワークの基盤機器については、平成 20 年に入札により購入し、落札業者である株式会社ケイ・オプティコムが、本市の指示のもと、設置・設定のうえ、端末を接続するなどしてネットワークを構築した。

今回の委託業務は、総務部の移転に伴い、この病院事業ネットワーク上の端末の動作確認を実施するものであり、ネットワークを構築した上記業者は、ネットワークの構成及び機器の設定内容に熟知しており、同社が今回の業務を行うことで、端末及び基盤機器双方につき、効率的な対応ができる。よって地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号により、上記業者と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市立総合医療センター医事企画課（医療情報グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3596）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 24 年度分診療材料価格決定交渉支援業務（その 1）

2 契約の相手方

株式会社エム・アール・ピー

3 随意契約理由

株式会社エム・アール・ピーは、病院の診療材料・医薬品（以下「医療材料」という。）に関する価格交渉業務のサポート、交渉後の納入価格及び仕入先のチェック等の医療材料の購入支援業務全般を専門に請け負う業者であり、また、関西圏においては物販を伴わない唯一の業者である。

医療材料の価格交渉は、市民病院事業会計の収支改善に資する重要な業務であり、当局においては平成 18 年度より診療材料、平成 20 年度より医薬品の契約単価価格交渉にかかる業務支援を同社に委託しており、同社が保有する他施設の納入価格情報、広範なノウハウと豊富な経験をフルに活用することにより納入価格の分析と今後の目標設定を具体的かつ効率的に行うことができ、公立病院としては全国最高水準の値引率を達成してきたところである。

この価格交渉については、引き続き専門業者の支援を受けることにより、これまで達成した成果を維持していきたいと考えているが、これまでの実績と同等の成果が期待できるノウハウ及び業務支援を提供できる業者は株式会社エム・アール・ピーを以て他にない。

よって、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市病院局総務部経営課（経理グループ）

（電話番号 06 - 6929 - 3626）

随意契約理由書

- 1 案件名称
平成 23 年度要望事項対応に伴う人事給与システムのプログラム改修業務
- 2 契約の相手方
株式会社富士通マーケティング
- 3 随意契約理由
本委託業務は、人事給与システムのプログラムを改修するためのものであり、開発者にしか対応できない業務であるため、人事給与システムの開発契約相手先である株式会社富士通マーケティングに特名随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
大阪市病院局総務部経営課（経理グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3626）

随意契約理由書

1 案件名称
大阪市立総合医療センター用地東端部の現況測量業務

2 契約の相手方
社団法人大阪公共嘱託土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

官公署により行われる不動産の表示に関する登記に必要な調査もしくは測量作業及びその登記の嘱託もしくは申請は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）により適正かつ迅速な実施が必要となります。

本業務は、当局で所有する土地を適正に管理する目的から、登記作業を伴う測量図面制作に係る境界確定及び境界確認補助業務等（以下「当該業務」という。）を行うために、必要となる土地測量等を行うものであります。

上記社団法人（以下「同法人」という。）は土地家屋調査士法（以下「法」という。）第九章に記されているとおり、官公署等により行われる不動産の表示登記に必要な調査、測量及び登記の嘱託手続きを適正かつ迅速に処理することにより、公共事業がより一層円滑に実施されることを目的として、法務省の監督の下に設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会のうち、唯一の特例民法法人であります。

当該業務に含まれる境界確定に伴う土地の資料収集と分析・解析を行う場合には、より高度で専門的な知識と能力が必要であり、同法人の社員である調査士はこれらに精通し、法務省から不動産登記法第14条地図作成を受託した実績を有している大阪府下の唯一の法人組織であります。

また、同法人は、正当な理由がなければ調査士又は調査士法人が同法人へ加盟することを拒めないことが法にも明記されていることから、公平性、透明性が共に確保されている団体であり、本業務を委託することが最適であると判断されます。

よって、上記業者と契約を締結します

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

5 担当部署
大阪市病院局総務部経営課（経理グループ）
（電話番号 06 - 6929 - 3626）

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市立総合医療センター病院情報システム変更業務(平成 24 年度 4 月診療報酬改定(オンライン系)対応)
- 2 契約の相手方
日本電気株式会社 関西支社
- 3 随意契約理由
総合医療センターにおける病院情報システムのソフト開発については、平成 15 年 3 月に日本電気株式会社関西支社に委託して実施した。
診療報酬改定は 2 年毎に実施され、医事システムのみならずオーダーリングシステムや部門システム I/F にも影響がある。
改定内容に即したシステム変更対応については当該ソフトを開発した日本電気株式会社関西支社のみが同業務を実施できる。
上記の理由により、本契約は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するので、日本電気株式会社関西支社との特名随意契約を依頼する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
大阪市病院局総務部経営課(経理グループ)
(電話番号 06 - 6929 - 3626)